

羽島市防災会議条例専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、羽島市における防災に関する条例の制定に関し、調査審議するため、羽島市防災会議条例（昭和37年羽島市条例第13号）（以下「条例」という。）第5条の規定に基づく羽島市防災会議（以下「防災会議」という。）に、羽島市防災会議条例専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、その組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門部会は、条例第4条第2項に基づき任命された専門部会員を部会長とし、防災会議の委員のうち、羽島市消防団長、羽島市自治委員会会長、羽島市水防団長、羽島市医師会長、羽島市防災研究会副会長を部会員として組織する。

(会議)

第3条 専門部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 部会長は、審議上必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報酬)

第4条 専門部会の報酬は、防災会議の部会員報酬に準じて支払う。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、専門部会の管理運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年5月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。